

## 【 実践現場のための専門誌「介護福祉士」投稿規程 】

- 投稿する論文は、他誌で未発表のものに限る。
- 筆頭著者は日本介護福祉士会会員、または日本介護学会会員であること。非会員は筆頭著者、共同著者合わせた人数の半数未満（例：合計6名の場合、2名）まで共同著者として登録できる。なお介護福祉士国家資格を所有している者は、筆頭著者・共同著者に限らず日本介護福祉士会会員のみ投稿できることとする。
- 論文の種類は、論文、研究ノート、実践報告とし、それぞれ明記すること。  
論文：独自の新しい知見が科学的に示された研究論文  
研究ノート：研究上の問題提起、興味深い事実や事例に関する研究論文  
実践報告：介護福祉に関する具体的な実践の内容について有用な情報を提示した論文
- 論文投稿に際して、個人情報保護及び倫理上の問題を事前に解決していること。これらの責任は全て著者に帰属し、当学会では責を負わないものとする。
- 学会誌へ掲載の可否は、査読委員によって査読され、その報告をもとに編集委員会において決定する。  
なお編集委員会は著者に対し、内容についての質問及び論文の加筆・修正、根拠データの追加を求めることができるものとする。
- 編集委員会は公表、査読委員は非公表とする。
- 論文の投稿を希望する場合、抄録用紙、論文原稿をもれなく提出すること。なお投稿の方法については、原稿3部と原稿データをCDに収録して学会事務局まで郵送することとする。
- 論文の執筆にあたっては、別に定める「執筆要領」を厳守すること。
- 投稿された論文の著作権は、日本介護学会に帰属するものとする。ただし、著者自身が使用する場合においては、この限りでない。
- 学会誌に掲載された論文は、学会誌を1部進呈するものとする。抜き刷りを希望する場合は実費にて請け負うものとする。